

社援基発0124第1号

平成29年1月24日

(最終改正：令和2年3月30日)

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿

中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

(公印省略)

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等を下記のとおり定め、平成29年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

#### 記

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」(以下「事務処理基準」という。)の3の(5)の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価については、250,000円とする。
2. 事務処理基準の3の(5)の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に

定める割合については、22%とする。

3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、30%とする。

(別表)

年度	建設工事費 デフレーター (建設総合指数)	2018年と比較した 伸び率
1960以前	19.8	5.631
1961	21.8	5.115
1962	22.3	5.000
1963	22.9	4.869
1964	23.9	4.665
1965	24.7	4.514
1966	26.5	4.208
1967	28.0	3.982
1968	29.0	3.845
1969	30.9	3.608
1970	32.8	3.399
1971	33.3	3.348
1972	36.3	3.072
1973	45.9	2.429
1974	54.4	2.050
1975	55.1	2.024
1976	59.6	1.871
1977	62.2	1.793
1978	65.5	1.702
1979	72.6	1.536
1980	79.2	1.408
1981	79.5	1.403
1982	79.7	1.399
1983	79.7	1.399
1984	81.5	1.368
1985	81.1	1.375
1986	80.6	1.383
1987	82.0	1.360
1988	83.6	1.334
1989	88.0	1.267
1990	91.0	1.225
1991	93.3	1.195
1992	94.6	1.179
1993	95.1	1.172
1994	95.5	1.168
1995	95.6	1.166
1996	95.8	1.164
1997	96.5	1.155

1998	94.7	1.177
1999	93.8	1.189
2000	94.0	1.186
2001	92.4	1.207
2002	91.5	1.219
2003	92.0	1.212
2004	93.1	1.198
2005	94.2	1.184
2006	96.0	1.161
2007	98.5	1.132
2008	101.6	1.097
2009	98.2	1.135
2010	98.5	1.132
2011	100.0	1.115
2012	99.2	1.124
2013	101.8	1.095
2014	105.3	1.059
2015	105.5	1.057
2016	105.8	1.054
2017	108.0	1.032
2018 以降	111.5	1.000

(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.186 となる。